

港 長 公 示 第 6 号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和7年10月3日

関 門 港 長

関門港小倉区における航泊の禁止について

関門港北九州市小倉北区浅野3丁目3あさの汐風公園沖において、花火行事が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和7年10月13日（月）午後7時50分から午後9時10分までの間
ただし、午後9時10分以前に行事終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域（航泊禁止区域図参照）

次の①と②を結んだ線、③と④を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

① 北緯:33度53分40.4秒 東経:130度52分56.2秒

② 北緯:33度53分32.4秒 東経:130度53分05.1秒

③ 北緯:33度53分45.9秒 東経:130度53分11.2秒

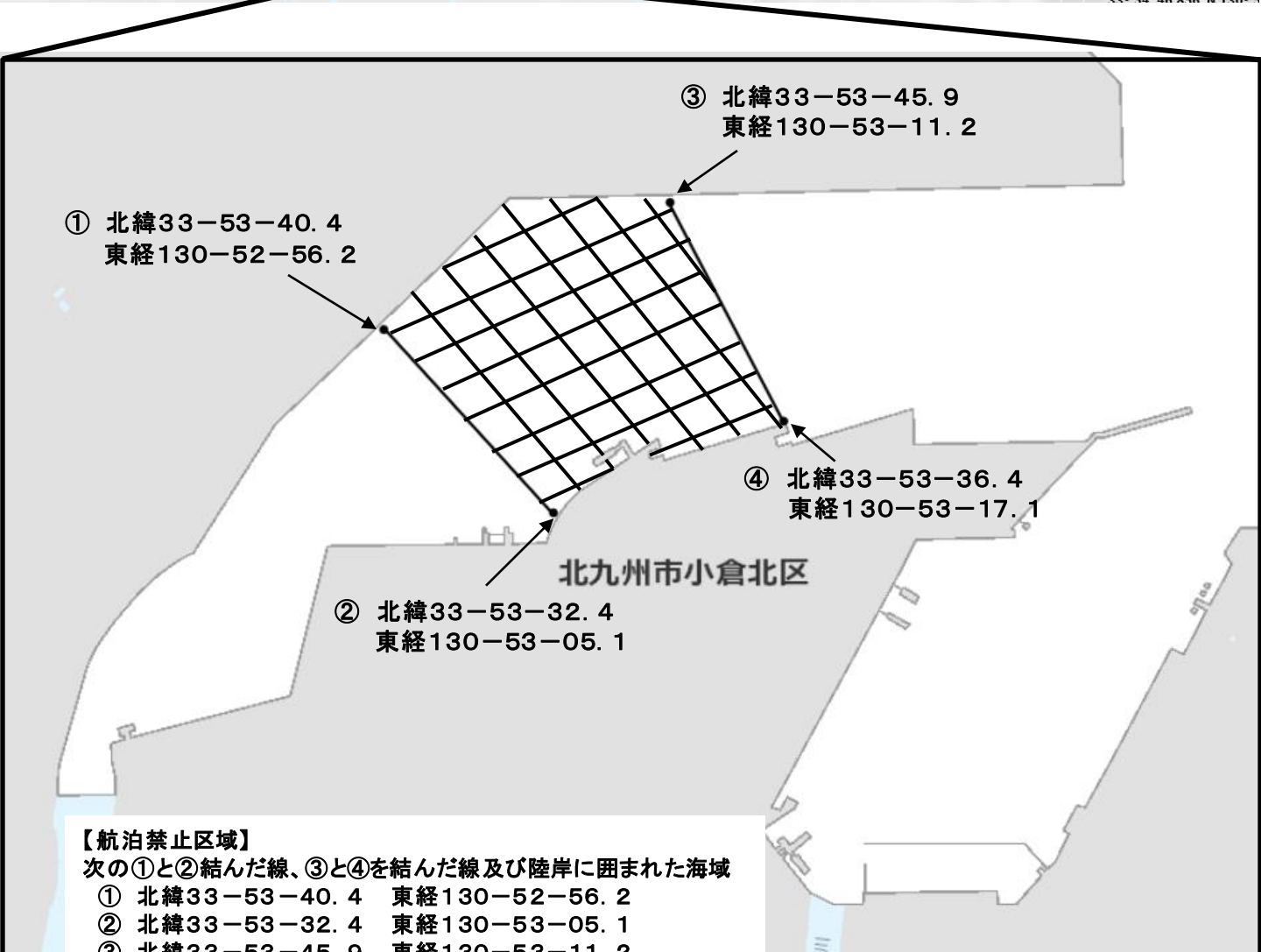
④ 北緯:33度53分36.4秒 東経:130度53分17.1秒

3 備 考

① 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船が配備される。

② 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

【航泊禁止区域図】



【航泊禁止区域】

次の①と②結んだ線、③と④を結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 北緯33-53-40.4 | 東経130-52-56.2 |
| ② 北緯33-53-32.4 | 東経130-53-05.1 |
| ③ 北緯33-53-45.9 | 東経130-53-11.2 |
| ④ 北緯33-53-36.4 | 東経130-53-17.1 |